

[事案 29-371] 新契約無効請求

・平成 30 年 11 月 16 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 29-370] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の説明義務違反等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に銀行を募集代理店として契約した変額終身保険（一時払保険料 5 万 7500 豪ドル）について、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 元本が保証され配当金も出る、銀行が責任を持つ等、誤解を招く説明や不確実な事項についての断定的判断の提供を受け、錯誤により本契約を申し込んだ。また、募集人は、契約締結前交付書面、設計書で説明をしていない。
- (2) 高齢者ルールに基づく管理職による面談を受けていない（契約当時 70 歳代後半）。
- (3) 募集人は、本契約申込みの 1 か月前に証券会社から豪ドル建保険を購入した際に立ち会い、事実上 10 年間資産が凍結されたことを知りながら本契約を勧誘したこと、全財産の 8 割以上が豪ドル建ての保険となり、投資信託（その売却金が本契約の一時払保険料の原資となったもの）の配当金（分配金）もなくなり、老後の生活に困窮を来たしたことから、本契約の商品勧誘は、適合性の原則に違反している。

<保険会社の主張>

申立人の主張するような事実は存在しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。募集人は健康上の問題により事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が各種リスクを含め契約内容について一通りの説明を行っていたと認められ、75 歳以上の場合には支店長または副支店長が同席して提案可否を判断した上で詳しい商品提案などをすることおよび即日受注の禁止等の募集代理店の高齢者保護ルールは遵守されていることが認められ、申立人の資産状況・投資経験等に照らして本契約の勧誘が適合性原則に違反するとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 本契約申込みの約 1 か月前に、他社の変額個人年金保険（一時払保険料約 12 万 3 千豪ドル）の申込み募集人が立ち会っていたことからすれば、この取引から短期間で重ねての金融商品の変更については慎重な対応がなされた方がよかった。